

南房総広域水道企業団 令和7年度水質検査計画の概要

○水質検査計画とは

水道法施行規則第15条第6項において、水道事業者は水質検査計画を策定することが求められています。また、その計画は毎事業年度の開始前に策定することとされ、さらに情報提供（公表）することが義務付けられています。

○水質検査計画の内容（概要）

南房総広域水道企業団の水質検査計画は以下の事項により構成しています。

基本方針
南房総広域水道企業団の事業概要
水質状況及び水質管理上の留意点
水質検査地点
水質検査項目及び検査頻度
臨時の水質検査
水質検査の方法
水質検査の精度と信頼性の保証についてなど

○水質検査の項目、採水場所及び頻度

水質検査は、安全・安心な水道水のために、法令で定められた項目や浄水場の維持管理の上で必要な項目を以下のように分類し、水源から浄水場を経て給水地点に至る各段階において、適切な項目や頻度で計画的に行います。

1日1回以上行う検査項目 3項目 ・法令で1日1回以上実施することとされる項目	項目：色、濁り、消毒の残留効果（残留塩素） 場所：給水地点（安房系及び夷隅系の最遠地点各1箇所） 頻度：1日1回
水質基準項目 51項目 ・水道水の要件として法令で定められている項目	項目：一般細菌、トリハロメタンなど 場所：給水地点（17箇所）、浄水場（原水、浄水）、水源 頻度：項目、場所により毎日1回～3か月に1回
水質管理目標設定項目 24項目 ・水質管理上留意すべき項目	項目：金属類、残留塩素など 場所：給水地点（17箇所）、浄水場（原水、浄水）、水源 頻度：項目、場所により毎日1回～3か月に1回
独自設定項目 23項目 ・浄水処理などを適切に管理するために独自に設定した項目	項目：電気伝導率、UV吸光度など 場所：給水地点（17箇所）、浄水場（原水、浄水）、水源 頻度：項目、場所により毎日1回～3か月に1回